

## 家賃支援給付金（案）の概要

持続化給付金、実質無利子の融資の実行などがされていますが次の目玉は家賃支援給付金ではないでしょうか？現時点で詳細な交付規程等の発表はありませんが、国会議員さんの解説によると以下のような制度となる見込みです。

### 家賃支援給付金

#### 【対象者】

中堅企業、中小企業（資本金10億円未満）、小規模事業者、個人事業主等（フリーランスを含む）であって5月から12月において以下のいずれかに該当する者

- ① いずれか1か月の売上高が前年同月比で50%以上減少
- ② 連続する3か月の売上高が前年同月比で30%以上減少

転貸している場合は最終のユーザーのみが家賃支援給付金の対象となります。

#### 【給付額】

申請時の直近の支払家賃(月額)に給付率を乗じた金額の6か月分（一括支給）

直近の支払家賃が給付額の基準となりますので、もし家賃の減額等を受けていけば減額後の地代家賃の金額に基づき給付額が計算されます。

自宅兼事務所のような場合は合理的な基準（面積等）により按分し事務所部分に対応する支払家賃が対象となります。

支払家賃が対象であり住宅ローンの返済額は本制度の対象外です。

支払家賃には地代も含まれますので駐車場などの地代も対象となります。

#### 【給付率】 2/3

#### 【給付上限額】（月額）

（原則）法人は50万円 個人事業者は25万円

（例外）複数店舗などの場合は、給付上限額を法人100万円、個人事業者50万円に引き上げ。ただし、例外部分の給付率は1/3

**【申請方法】** オンラインのみ

**【申請書類】**

- ① 売上減の書類（持続化給付金と同様となる見込み）
  - ・ 法人税確定申告書別表1
  - ・ 事業概況説明書の表と裏
  - ・ 売上台帳等
- ② 賃貸借契約書（2020年3月時点で有効なもの）
- ③ 直近の支払い実績3か月分（通帳の写しなど）

**【申請開始】**

2020年7月中旬を予定

申請から1か月を目処に入金する予定

**【その他】**

各地方自治体が独自に実施している家賃支援との併用が可能です。

近畿では神戸市、西宮市、伊丹市、宝塚市、天理市などが独自の家賃補助を打ち出しています。